

令和 5 年度
八尾市地域包括支援センター業務委託
仕様書

令和 5 年 5 月

八尾市

事務局： 八尾市 健康福祉部 高齢介護課 地域支援室

所在地： 〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

(八尾市役所 1 階 14 番窓口)

電 話： 072-924-3973

F A X： 072-924-3981

E-Mail： chiikisien@city.yao.osaka.jp

1. 八尾市地域包括支援センターの基本的な考え方

(1) 「公益性」の視点

八尾市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険制度により設置され、本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行なう必要がある。そのため、特定の事業者等に不当に偏ったような活動はあってはならない。加えて、センターの運営費が、介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていることを十分に認識した上での活動が求められる。

(2) 「地域性」の視点

センターは、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在であり、それだけに各地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う必要がある。このため「八尾市地域包括支援センター運営協議会」「八尾市地域ケア会議」をはじめとする様々な場や機会を通じて、地域のサービス利用者や事業者、関係団体、一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、それらをセンターの日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいくことが求められる。

(3) 「協働性」の視点

センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の職員が配置されているが、これらの職員相互が常に情報を共有し、互いの業務の理念・基本的な性格といったものを理解した上で、連携・協働の体制を作り上げ、センターの業務全体を「チーム」として捉えていくこと（チームアプローチ）が必要である。また、センター内にとどまることなく、地域の中に積極的に入って問題の発見に努めるとともに、地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、民生委員児童委員などの地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図ることが重要である。さらに、一般住民に対して認知症や虐待等の高齢者の人権への理解を深め、認知症高齢者等を地域で温かく見守り支える「住民の輪」を作り上げるような活動が求められる。

2. 各圏域の高齢者人口等について

圏域	中学校区	総人口	高齢者人口(人)		要支援・要介護認定者数(人)	
			前期	後期	要支援者	要介護者
第1圏域	八尾	21,949	2,649	3,398	481	1,034
	桂	8,148	1,290	1,837	276	676
	上之島	16,340	2,125	2,894	441	759
第2圏域	龍華	21,575	2,624	3,056	429	793
	亀井	16,596	1,801	2,168	272	651
	久宝寺	19,357	2,292	3,100	468	958
第3圏域	志紀	15,969	2,124	2,336	310	792
	大正	18,823	2,478	2,572	369	771
	曙川南	26,112	3,206	4,137	512	1,161

第4圏域	成法	23,189	2,907	3,408	463	1,033
	曙川	21,485	2,560	3,299	457	947
	高美	16,108	2,012	2,850	389	813
第5圏域	高安	7,603	1,210	1,627	168	502
	南高安	14,831	2,049	2,242	302	574
	東	15,551	1,784	2,507	334	653

(令和4年3月31日現在 但し認定者数は4月1日現在)

3. 募集数

- (1) 中学校区ごとに、センターを設置・運営する法人を1法人選定する。
- (2) 1つの法人が複数の中学校区に応募することも可とする。

4. 業務を行うにあたり法人が順守すべき留意事項

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 個人情報の保護
- (3) 守秘義務

センターの設置者もしくはその職員及びこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また介護予防ケアマネジメントにかかる委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮すること。

- (4) 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。(※ただし法令により認められている第1号介護予防支援事業は除く)

5. 委託業務の内容

- (1) 介護保険法(以下「法」という。)第115条の45第1項第1号ニに定める内容

居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

- (2) 法第115条の45第1項第2号に定める内容

被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。)

- (3) 法第115条の45第2項第1号に定める内容

被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

(4) 法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号に定める内容

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

(5) 法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に定める内容

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(6) 法第 115 条の 45 第 3 項第 2 号に定める内容

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

(7) 法第 115 条の 23 に定める内容(指定介護予防支援事業)

センターに併設して「指定介護予防支援事業」を実施する。

(8) その他、厚生労働省令で定める事業

本業務委託契約の締結日以降、国の政令・省令等でセンターに関する新たな業務が公布された場合、その業務についても行う。(別途、市と協議するものとする。)

なお、上記各業務の詳細は次のとおりである。

(1) 包括的支援事業(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)

- ① 第 1 号介護予防支援事業(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項第 1 号二)
- ② 総合相談支援業務(介護保険法第 115 条の 46 第 2 項第 1 号)
- ③ 権利擁護業務(介護保険法第 115 条の 46 第 2 項第 2 号)
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務(介護保険法第 115 条の 46 第 2 項第 3 号)

(2) 介護予防事業

- ① 介護予防等普及啓発活動業務(介護保険法第 115 条の 46 第 3 項第 2 号)
- ② 地域介護予防活動支援事業(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項第 2 号)

(3) その他

厚生労働省令で定める事業

6. 人員体制

(1) 基本配置

「八尾市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づく

職種		要件
保健師	常勤・専従	① 保健師
		② ①に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看

		護師で、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。ただし准看護師は不可とする。
社会福祉士		① 社会福祉士 ② 福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験が3年以上あり、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
主任介護支援専門員		主任介護支援専門員
【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に定める職員以外にも、必要に応じて兼務職員を配置することは差し支えない。 ・ 上記配置職員のうちから、1名を管理者(指定介護予防支援事業所管理者を兼ねる)に充てること。 		

(2) 配置数

- ①各職種ごとに1名の専任の職員を配置すること。
- ②専らセンターの行う業務に従事する職員として、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数が保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）それぞれ1名とされている（施行規則第140条の6第1号イ）ことを鑑み、契約年度の前年度9月末時点でのセンターが担当する区域における第1号被保険者数が6,000人を超える場合は、超過する第1号被保険者数1,000人以上ごとに1名、1,000人を超えない場合は0.5名ずつ職員を配置すること。なお、そのことを配慮した基本委託料とすることを想定している。
- ③常勤かつ専従の管理者を配置すること。

(3) 指定介護予防支援事業者の配置基準

指定介護予防支援基準において、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、1人以上の必要数を配置しなければならない（「八尾市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」第2条）。

なお、令和6年4月1日からの指定介護予防支援事業が実施できるよう、指定介護予防支援事業所の指定に係る手続きに関しては、市担当課（健康福祉部福祉指導監査課）と調整の上、遺漏のないように進めること。

(4) 兼務関係

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、次の場合には、兼務しても差し支えない。

- ① 専門職員を複数配置する場合においては、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。
- ② 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務である。したがって、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、上記（１）（２）の各要件を満たすものであれば、兼務して差し支えない。また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員の基準の対象外であるため、兼務を可とする。
また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務を可とする。

（５）研修及び会議等

センター業務従事者は、センター業務を円滑に運営するために各種調整会議に出席すること。また、センター全体・個々の専門スキル向上のため、市または関係機関が実施する研修会、学習会に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

事業委託法人については、職員の研修、会議への参加に対して、最大限の支援を行うこと。

（６）業務時間

- ① 開所日は、月曜日から金曜日、９時から17時を基本とする。
- ② 24時間、365日の相談体制を整備すること。
- ③ 緊急時にはセンター職員に連絡がとれる体制を確保すること。

7. センターの構造及び設備等

- （１）センターは、担当する中学校区内に設置すること。ただし、参加申込日現在において、八尾市内でセンターを運営している法人については、応募しようとしている中学校区を継続して運営することを希望する場合に限り、センターが圏域内で隣接する中学校区に設置されていれば、申請することを可能とする。
- （２）センターの構造については、各業務を行う上で支障がないよう、担当職員同士が相互に連絡・調整を密に行い、センターとしての業務の組織的・一体的な実施に支障がないように、執務できる場所を確保すること。またセンター業務における公正・中立性確保の観点から、他業務と混同しないよう、センター専用の執務室を設置すること。
- （３）センター専用の電話番号を確保すること。
- （４）相談者のプライバシーが確保できる、相談スペースを確保すること。
- （５）地域住民にわかりやすいよう、看板や案内表示等を設置し周知を図ること。

8. 委託料について

(1)八尾市地域包括支援センター運営事業業務委託料

※令和5年度の委託料は以下のとおりとする（ただし、①基本業務委託料は担当区域の第一号被保険者数によって異なる。）

※契約年度ごとに精算し、各費目の余剰分は市に返還することとする。

- ① 基本業務委託料 17,952,000円
ただし、当該年度の前年9月末時点で、担当する区域における第1号被保険者数が6,000人を超える場合は、超過する第1号被保険者数が1,000人以上の場合は5,984,000円、1,000人未満の場合は2,992,000円を加算する。
- ② 啓発事務費 157,500円
- ③ 地域ケア会議推進事業費 116,000円
- ④ 実態把握委託料 759,500円(年間上限額) ※1件あたり3,100円
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務
 - ア 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）
 - イ) 基本単価 1月1件あたり 4,686円
 - ロ) 初回加算 1月1件あたり 3,210円
 - ハ) 委託連携加算 1月1件あたり 3,210円
 - イ 介護予防ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）
 - イ) 基本単価 1月1件あたり 4,686円
 - ロ) 初回加算 1月1件あたり 3,210円
 - ウ 介護予防ケアマネジメントC（初回のみケアマネジメント）
基本単価 1月1件あたり 4,686円
- ⑥ 介護予防教室事業委託料（消費税及び地方消費税含む） 528,000円(年間上限額)
【グループ実施】開催1回あたり 33,000円 ※概ね一月に1回程度実施すること。
【個別実施】(1)電話による指導等 1件あたり 1,650円
(2)訪問による指導等 1件あたり 3,300円
ただし、グループ実施及び個別実施を合わせた年間上限額を528,000円とする。
- ⑦ 家族介護教室事業委託料（消費税及び地方消費税含む） 198,000円(年間上限額)
【グループ実施】開催1回あたり 33,000円 ※概ね一月に1回程度実施すること。
【個別実施】(1)電話による指導等 1件あたり 1,650円
(2)訪問による指導等 1件あたり 3,300円
ただし、グループ実施及び個別実施を合わせた年間上限額を198,000円とする。
- ⑧ 河内音頭健康体操立ち上げ支援費（消費税及び地方消費税含む）
1グループあたり60,500円（ただし立ち上げ支援年間上限を1グループとする。）
- ⑨ 徘徊高齢者家族支援事業実態把握委託料（消費税及び地方消費税含む）
1件あたり 3,410円×件数（ただし件数については、各センター担当中学校区において市が別途通知する同事業登録者を上限とする。）

当該委託料のうち、①～⑤については、消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき

厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成十八年三月三十一日）（厚生労働省告示第三百十一号）に該当するため、非課税取引となる。また⑥～⑨の委託業務については、消費税法別表第一に掲げる内容に該当しないため、消費税法上の課税取引となる。

- ※ 上記のほか、市が指定する「地域包括支援センター運営システム」に係るサーバーを設置するため、サーバー管理費用費（年額241,560円）を基本業務委託料とは別に支払う。
- ※ 今回の募集において新規に地域包括支援センターを設置する法人については、サーバー設置に係る費用については、契約後に支払われる上記サーバー管理費用の他、データ移行等を含む設置等に係る費用についても別途支払わないことに留意すること。したがって、現在センターを実施している法人から、地域包括支援センター運営システム上の利用者情報等のデータ提供を受ける場合、その電子的情報の移行に係る費用については新たに地域包括支援センターを設置する法人の負担となることに留意すること。
- ※ 今回の募集において新規に地域包括支援センターを設置する法人については、センター設置に係る費用（設置に係る初期費用や契約締結までの準備期間に係る人件費等）については、委託料として別途計上しないことに留意すること。

(2)指定介護予防支援事業にかかる介護報酬(月額)

	原案委託料	包括収入
通常分	4,059 円	627 円
初回加算算定月	6,651 円	1,245 円
委託連携加算算定月	5,663 円	2,223 円
初回加算+委託連携加算算定月	8,255 円	2,851 円

9.協議

この要領に関し疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度、市と協議して決定するものとする。

10.その他

前記各事項の令和4年度実績等の詳細については「令和4年度第2回八尾市地域包括支援センター運営協議会資料」を参照のこと。